

第11回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

平成30年10月9日

葛城市議会



## 7. 調査案件

### (1) 証人尋問について

開 会 午前9時30分

**下村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

皆さん方、大変お忙しい中、特にきょうは磐城小学校の運動会ということもあり、運動会シーズンでございます。また、あしたも運動会ということで、皆さん方、恐らく来賓として出席されると思いますけれども、そんな秋口の中、大変忙しい中でございますけれども、本日は未処理金調査特別委員会を開会いたしますので、最後までご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、委員外議員として、松林議員、川村優子議員、梨本議員、奥本議員、藤井本議員が出席されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から写真、テレビ等の撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1) 証人尋問についてを議題といたします。

本日、4名の方に承認としてご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここでお諮りいたします。

本日の証人尋問の順番につきましては、お手元に配付の証人出頭請求一覧のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。

重ねて、証人尋問の方法についてお諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については共通事項として、最初に委員長である私から総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思っておりますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

まずは、勝田耕次氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(勝田証人入室)

**下村委員長** お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

**勝田証人** 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年10月9日。

勝田耕次。

**下村委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(勝田証人署名捺印)

**下村委員長** これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは勝田耕次様ですか。

**勝田証人** はい、そのとおりです。

**下村委員長** 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

**勝田証人** はい、そのとおりです。

**下村委員長** それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、申述書作成の経緯についてお尋ねいたします。

平成30年8月20日付の申述書の押印は、あなたのものですか。

**勝田証人** そのとおりです。

**下村委員長** この申述書の内容は、あなたの記憶のとおりですか。

**勝田証人** これは、ちょっと経過を言わせてもうてよろしいですか。

**下村委員長** 座ったままで結構ですから、述べてください。

**勝田証人** これ、岡本議員から、最初こういう鑑定の依頼があって、それでこういうことをやったということを、議会か何かからそういう問い合わせがあったら返事してくれますかということやから、これは事実やからそういう返事はさせていただきますと言ったんですよ。ところが、そういう問い合わせは全然なくて、なかったらからもう終わったんかなと思ったら、ある日突然岡本議員が来られまして、こういう書類を書いてくれということやったもので、私はもうこれ、3年も4年も前のことやから、そういう事実はあったけれども、細かいことは、

私、もう覚えてないと言うたら、いや、文章は私がちゃんと書いてくるから、それに判を押してもうて結構ですということで、これ、岡本議員が書いていただいた文章を持ってこられたわけですね。

ちょっと事実と違ったから、これはちょっと違いますよということを訂正して、訂正したやつを持ってこられまして、ほんで判を押したわけです。だから、こういう細かいことは、私、確かに2人にお会いしたこと、それから、鑑定の依頼を受けて、その資料をもらって行ったことは覚えてるんです。それは覚えてるんですけど、その地番がどうやとか、誰に会ったとかいうようなことは全然、3年も4年も前のことやから覚えてなかったんですよ。これは皆、岡本議員が書いて、持ってきていただいたものに私が判を押したわけです。基本的なあれは間違いありませんからね。そういうことです。

**下村委員長** 随分前のことやからね。細かいことは覚えてられないけども、修正もありましたけども、岡本議員が作成されたその文書に対して捺印をされたということをごきちんと覚えておられたということですね。

**勝田証人** そのとおりです。

**下村委員長** それでは、次に、あなたの申述書によると、平成27年1月中旬ごろ、芝さんから土地鑑定の件で連絡があり、新庄庁舎5階面談室において、芝さん、池原さん、岡本議員と面談したということでございますか。それは覚えておられますか。

**勝田証人** これも、確かに何か職員の方が2人と岡本議員と、3人で確かに、私、このときちよいちよい道の駅の鑑定の打ち合わせでしょっちゅう行ったんですよ、葛城市の方へ。そのときについてみたいな感じで、ちょっと来てくれんかということでお伺いしたら、この3人がおられまして、こういう鑑定を依頼したいから、ちょっと見てくれんかということで、この3人にお会いしたことは事実です。平成27年、この辺ぐらいやと思うんですけどね。これもはっきり覚えてないんですわ。

**下村委員長** 芝さん、池原さんというのは、確かにそうであるということにははっきりわからない、覚えてない。

**勝田証人** 岡本議員はおられました、確かに。

**下村委員長** そのときはどなたに呼ばれましたか、勝田さんは。

**勝田証人** それは誰か、市の事務員みたいな方から、ちょっと別室へ来てくださいと。というのは、道の駅の鑑定の件でしょっちゅう打ち合わせに行っていましたからね。あいた時間にちょっと別室で、別の要件があるので来てくださいということで、たしか事務員の方やと思うんですけどね。それで呼ばれて行ったんですよ、別室へ。ほなこの3人がおられました、確かに。

**下村委員長** 市役所の事務員の方から来てくださいという。

**勝田証人** 事務員の方やと思うんですけどね。呼ばれましてね。

**下村委員長** 誰かということはありませんね。

**勝田証人** 全然わからない。

**下村委員長** 女性か男性かというのは覚えてられますか。

**勝田証人** 男性やと思いますけどね。

下村委員長 芝さん、池原さんは、このときの人物ではないということですね。誰かほかの市役所の事務員ということですね。

勝田証人 ほんならそこに3人が確かにおられましたね。

下村委員長 わかりました。

今回の3人ということで、芝さん、池原さん、岡本議員ということで会われましたね。5階へ、面談室に行かれたということで。その岡本議員以外の芝さん、池原さんというのは、それまでに勝田さんは面識がありましたか。

勝田証人 ありませんね。

下村委員長 全然ない。

勝田証人 なかったと思いますね。なかったように思いますね。

下村委員長 あなたは、過去に葛城市から業務を引き受けたことがありますか。

勝田証人 今言いましたように、尺土の駅前の再開発事業をやってますね。あれはほかの鑑定士が1人でやったわけですけどね。1件、何か県と葛城市とが交換するような何か案件がありましたね。それを今までやってた人がちょっとできないというて断られたので、ほんで県の方に誰か適当な鑑定士がおらんかということで相談したら、私の名前が上がったので、それで私が呼ばれて、その案件を1件やったのと、それから、道の駅かな、あれを私がやらせてもらいましたですね。

下村委員長 尺土駅前広場の件で、途中から勝田さんに依頼されたということですね。

勝田証人 それが1件。小さい物件だったんですけど、それが1件ありましたですね。

下村委員長 なぜ市の職員ではない岡本議員が打ち合わせの場にいたのですか。

勝田証人 それは私も全然わからないんですけどね。岡本議員とはまだ合併してない前に、新庄町のときに、あのときのたしか町長が、吉川さんという方が町長やったと思うんですわ。そのときに私の親友が、学校が同窓やから、高田高校と言われてたと思いますけどね。同窓やからよう知ってるから、仕事のことで一遍紹介するというので、新庄庁舎の方へ上がったんですよ。町長にお会いするために、その方と一緒に。そのときに岡本さんはたしか副町長で、一緒に同席されたんですよ、そのときたまたま。それで初めて岡本議員を知ったわけです。それからずっとお会いしてないですからね。もう十何年以上前の話ですね。それでぱっとおられてね、何かお会いした、何か見覚えのある方やなと言うたら、そこでその話が出てきまして、ああそうですかいうて、お元気ですかというような話でお会いしたんです。そういうことです。もう、新庄町のときのことやから十何年お会いしてなかったですね。

下村委員長 そうなりますね。かなり前のことですね。

勝田証人 それで、確かに何か一遍お会いした方やなと思ってね。まさか議員になってるなんて全然そんなこと知りませんからね。いや、ここの市会議員やってるんやとかいうて言われてましたですね、そのとき。それで、何で岡本議員がここにおられるんかなと思うんですけど、やっぱり何か仲介みたいなことをやられてたんですかね。よう知りません、全然それは。

下村委員長 次に、新町110番、111番地について価格を知りたいと頼まれて、図面で説明を受けたということですね。

勝田証人 そうですね。

下村委員長 価格についての書類を作成してほしいという依頼でございましたか。

勝田証人 そんな詳しいことは覚えてないんですけど、何か鑑定をしてほしいと言われたと思うんですよ。それで書類を受け取って、ほな一遍現地を見てきますわと言うて、それで案内なしで、こちらの方で見に行きましてね。それから何日かたった後で、大体こんなもんですわということをご連絡したわけです。どちらかの方にご連絡したと思うんですけどね。それからもうずっと、今まで何の連絡もないからね。4年もたってるでしょう。それまで何もなかったんですよ。普通やったら価格を連絡しますでしょう、一般的には。鑑定の場合。依頼を受けて、大体こんな値段ですというて価格を連絡すると。そうすると返事が来るわけですね。それでええから鑑定書をつくってくれとか、ちょっといろいろ事情があつて、もうちょっと何とかならんかとか、いろいろ返事が来るんですけどね。一切返事なかったんですわ。こっちも忘れてしまってますしね。そのままずっと今まで来てたわけです。ほんなら、岡本議員の方から、何か1カ月か2カ月前にそんな電話があつたものでね。ああ、そんなことがあつたということで、そのとき初めて思い出しましてね。もう4年ぐらい前やと思うんですよ。

下村委員長 今まで言われたようなこと、打ち合わせの席に、誰があなたに説明されたか覚えてらっしゃいますか。

勝田証人 恐らく職員の2人の方の1人やったと思いますね。2人職員がおられて、そのうちの1人の方が、それは説明を受けたと思いますね。岡本議員は横におっただけで、余り発言はされなかったように思いますけどね。

下村委員長 そのときに説明した職員、市役所の職員は、年齢、若いとか。

勝田証人 いや、それもね。何かこの仕事がちよつとついでみたいなような感じやったんですわ。

下村委員長 2人、市の職員がおられましたね。

勝田証人 おられましたね、確かに。

下村委員長 その年齢的に、この2人の職員は大体同じぐらいの年齢であつたか、それとも1人はもっと年齢が。

勝田証人 40代ぐらいの方やったと思うんですけどね。

下村委員長 40代ぐらいの職員が2名。

勝田証人 2名おられたと思いますね。

下村委員長 男性で2名ですね。

勝田証人 はい。

下村委員長 それ以上のことはわかりませんね。

勝田証人 わかりませんな。

下村委員長 その職員は、勝田さんはそのときは初対面でしたか。

勝田証人 確かに。ただ、ほかに、これは仕事もずっと、そんなものできてませんけどね。當麻の庁舎へ行って、農林か何かで仕事の依頼を受けたことがあるんですよ。それで、その仕事もずっとできてませんけどね。そのときにお会いした方も、農業の何かの人やったと思うんですけどね。その方と違うようにも思うんですけど。

下村委員長 農林課の職員であるということには間違いはないということですか。

勝田証人 そのときにそこから仕事も依頼されたことがあるんですわ。だから、その仕事も鑑定できてないんですけどね。ずっと今までそのままなんですけどね。そのときにひょっとしたら会うてるのかどうかわからへん、その辺のことはちょっとはつきり記憶ないんですね。

下村委員長 新町110番に隣接する新町109番2の土地については、価格を知りたいという依頼があったのでございましょうか。

勝田証人 ありました。価格をちょっと教えてほしいということで、現地へ行って、見て、その結果は、それから何時間たった後にご連絡したんですわ。それを何ぼの価格にしたか、それはよう覚えてないですよ。資料も見たけどないんですよ、もう。何か田んぼでね。田んぼやったですわ、確かに。

下村委員長 その依頼というのは、どなたからあったか覚えておられますか。

勝田証人 だから、このお会いした2人のうちの1人ですわ。

下村委員長 2人の市の職員ということですね。わかりました。

それでは、現地の確認は誰と一緒に行かれましたか。

勝田証人 私と、私の助手がおりますからね。その2人で行きました。案内はしてもうてません。案内は、地図をもうたらわかりますからということ。

下村委員長 およその評価金額を口頭で伝えたということですが、誰に伝えたのですか。

勝田証人 もちろん2人のうちのお一人やと思います。

下村委員長 それは電話でとか、会いに行ったとか。

勝田証人 電話やなしに、あのときしよっちゅう道の駅の鑑定で市役所の方へお伺いしてましたからね。お伺いしたときに、事前に連絡したんかな、おられまして、それで口頭でご連絡したと思いますね。

下村委員長 電話ではないと。

勝田証人 電話と違いますね。

下村委員長 直接会われたときに口頭で伝えたと。

勝田証人 はい。

下村委員長 土地の価格についての鑑定書はつくったのですか。

勝田証人 つくってません。それからずっと返事も何もありませんから、そのままになって、それから接触なしです。

下村委員長 鑑定書はつくっていないにしても、打ち合わせをして、現地確認をして、土地価格を調査したことに對して、報酬は受け取られましたか。

勝田証人 いや、受け取ってません。鑑定を出さん限りは受け取りませんね。そんなん、たまにあるんですよ。

下村委員長 ちなみに、その単価は幾ら、大体幾らぐらいの単価、覚えてらっしゃいませんか。

勝田証人 いや、それが、田んぼやからそんな高い値段は出してないと思うんですけどね。それが、ちょっと資料を探したんですけどね、資料も何もないんですわ。何ぼぐらいやったかな。1万円か、ちょっとよく、はっきり覚えてませんね。

**下村委員長** それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の方、何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** どうもご苦労さまです。この百条委員会は行政の方の事務が適正に行われているかどうかを調査することでありますので、どんな事務手続かについて、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

1つは、土地の鑑定を行う場合、役所から依頼があった場合、それは最初に契約書を結ぶなり、請書をつくるなり、何か最初の段階で契約をするのではなくて、とりあえずここを鑑定してほしいと言われて、大体これぐらいの金額だということで、じゃあもうそうしましよるかという段階で契約したり、あるいは、もう本当に土地鑑定書をつくった段階で契約して、そこで初めて代金のやりとりですね、その対価のやりとりがあるのかどうか、その手続はどうなっているのか、私、ちょっと詳しくわかりませんので、この場合がどうだったかということもありますし、一般的にどうなのかということもあるんですけども、そこら辺の依頼人との契約関係がどういうふうに進むものなのか、ちょっと教えていただいたらありがたいんです。

**勝田証人** これはケースバイケースで、県とか市町村によっても違うんですよ。最近では割にシビアに、まず契約を結びますが、以前は契約なんかしなくて、契約なんか無いという場合も結構ありましてね。

要するに、鑑定の依頼が電話で大体来るんですね。鑑定の依頼が各市町村とか県とか来て、それでお伺いしますね。ほんなら、これこれの物件を鑑定してほしいんやということで、その場所とかいうのはありますね。それで、ご案内いただく場合もあれば、もうこっちで特別現地へ行って、見に行く場合もあると。その結果を電話で大体どんなもんですということと言う場合もあれば、実際お伺いして口頭で言う場合もあるというようなことで、ただ、その価格が、それで結構やから鑑定してくださいというケースもありますけどね。

土地の取得なんかの場合は、いろいろ過去とのいきさつとか、それから地権者とのやりとりとか、いろんなケースがあって、その金額ではなかなか地権者がオーケーしないから、もうちょっと何とかかんとかいうような話、いやそれはちょっと無理やとか、いろいろやりとりがあるんですね。その辺でもう大体ある程度それで決まったら、そこで正式に鑑定やと。そして契約を結ぶと、こういうようなプロセスのケースが多いですね、大体。

今回の場合はそこまで行かんわけですよ。金額は言うたけれども、それからもうなしのついででね。全然あれやからね。そういう場合もたまにあるからね。非常に重要なやつやったらどうなってますかということをおこっちから督促する場合もあるんやけれども、これはメインは道の駅の鑑定がメインやったんですよ、あのときは。何回も打ち合わせに行ってましてね。これは何かついでみたいな、そのときもついでにやってくれんかというような感じの件やったもんですからね。こっちももう忘れてますしね。何も言うてこないから、そのままほったらかしやと、こういうことですね。この件は。

それから、私、疑問に思うのは、この件とこの百条委員会で何か問題になってる件とどん

な関係があるのって、何で私がきょう呼ばれたんかという疑問があるんですよ。どういう関係があるのか、この件と、この鑑定とこの百条委員会で問題になってる件とね。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** ご苦労さんでございます。今おっしゃったこと、もっともなことですね。何でこんなところで自分が、ここでこういう証言をせんなんのか。これはごもっともなことです。

百条委員会を設置した経過は、未処理金いうて1億8,000万円、これが本来は多分葛城市の方に入っておるお金が、旧新庄町時代から合併時に1億8,000万円がちょっと未処理金としてあって、岡本議員さんが、ある大字の区長さんの名義で農協に預けられたというような話があって、その未処理金のところから、農道の整備事業の土地代としてそのお金から出金されたと。その出金をする根拠に、不動産の鑑定が要るやろうというふうに思われたんですよ。

それで、先ほどおっしゃったように、岡本議員さんとお知り合いで、こうあって、勝田さんは、先ほどもおっしゃったように道の駅の鑑定にずっとお世話、葛城市のお世話かけてるわけです。尺土の駅前も。そういうふうなことで、建設課の方が担当してるんで、建設課の職員の方は勝田さんをようご存じやろうけれども、先ほどおっしゃったように、これ、農林課の職員が来てるわけやから、余り覚ええないというのはもうごもっともな話やと僕は思ってますねや。

それで、そういう経過でちょっとご足労いただいているということですので、ご理解いただいた上で、先ほどの、これからちょっとお尋ねをさせていただきたいんですが、勝田さんが判こつたこの申述書、この判こはわしので間違いないと。ただ、文章については岡本議員が持ってきて、それでここへ判こつてくれへんかと、確認して判こつてくれへんかと、こういうことで来られて、それでちょっと見て、訂正せんなんところは訂正して判こつたと、こういうふうにおっしゃってるわけなんですね。

**勝田証人** はい。

**西川委員** それで、この文書の中に、葛城市農林課、芝浩文課長補佐より土地の鑑定の件で連絡があり、5階面談室で、芝課長補佐、池原博文課長と岡本議員とで面談して、新町110番地の鑑定場所の図面の説明を受けたと、こう書いてるんですが、申述書に言われてるんですが、先ほどの証人の証言では、5階で会ったときに、その方がどういうふうな方か、岡本議員はわかるけれども、あとの2人はどういうふうな方かわからんとおっしゃってるわけですね。はっきりと、そんな農林課の芝補佐が来てたとか、池原課長が来てたとかは、先ほどの証言では、勝田さんは、そんなはっきりと覚えておられないとおっしゃっていたのに文書ではこういうふうなことを書かれて出されてるんでね。ここらにははっきりと、これは岡本さんがこういうふう書いてきたから、この名前がわかったということよろしいんですか。

**勝田証人** そうですね。大体もうお会いしたら名刺を交換したり普通はするんですよ。ちょっと名刺もずっと調べてみたんですけど、何か名刺にもないし、2人の方にお会いしたことは間違いないんです。岡本議員もおられて、3人で面談いうんか、打ち合わせみたいなことをしたことは間違いないんですけどね。職員の方2人の名前ははっきりと覚えてないんですね。この

2人の方は私と会ったことがあるというて言うてるんですか。そこが聞きたいんですけどね。

下村委員長 西川委員。

西川委員 僕がお答えするあれではないんですが、既にこの件で委員会を開いて、今のお二人の方は、農林課の担当やから、そのときの証言は、私は勝田不動産鑑定士さんと、お二人とも面識はないと言うてはるんですよ。それはそのとおり、勝田さんとの間ではおうてるわけです。

勝田証人 面識はないと、会ってない。

西川委員 いやいや、そこまでは言うてない。池原さんは違いますよ。芝さんに関しては、当初からの面識はないと。5階で何か岡本議員さんに呼ばれていったら鑑定士さんがおられたと、こういう証言をされてるんで、そこらはおうてるなど思うてるんです。

勝田証人 会うてるといことは言われてるわけですね。会うたといことは。

西川委員 そやから、確認だけはしときたいんです。

下村委員長 西川委員が言われてるのは、結局、芝さん、池原さんとは、その時点以前からは全然面識がないという。

勝田証人 なかったと思いますね。

下村委員長 ないということですね。では、今、西川委員が言われた、いつかというのは私もわかりませんが、そのときが初めてお会いしたということによろしいですね。

勝田証人 よろしいですね、結構です。

下村委員長 そうしたら、西川委員、そういうことによろしいですね。

西川委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 その面談のことなんですけれども、ずっとお二人というふうにおっしゃってるんですけれども、職員さんはですね。これはもう間違いはないですか。3人いたということはないですか。

勝田証人 2人、それから岡本議員で3人ですね。

谷原委員 わかりました。

その職員さんから、例えば現地の地図とか書類をいただいて、それで現地に行ったということですね。

勝田証人 そういうことですね。

谷原委員 わかりました。ありがとうございます。

勝田証人 私は、そのときに何で岡本議員がそこにおられるのかなと思うて、それはちょっと疑問に思いましたけど。どういう役割があんのかなという、ちょっと疑問はありましたけど。

下村委員長 なぜそこに岡本議員がおられたかというのはわからなかったと、職員でもないのということですね。

勝田証人 何でかなと、仲介か何かされてるのかなというふう思ったですね。

下村委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** ご苦労さんでございます。私、聞き漏らしたかどうか、ちょっと定かでないんで、もう一度確認をさせていただきます。ここに、申述書の中に、芝浩文課長補佐より鑑定の件で連絡があって、要するに、呼ばれたのは芝さんに呼ばれたというふうにここに書いてるんです。それで間違いないのかですね。

**勝田証人** 道の駅の鑑定で、何かちょっと休憩時間とか、何かちょっと時間が余ったときに、別件で、ほかの用事でちょっとお願いしたいことがあるので、こっちの部屋へ来てくれませんかということは、何か職員の方から呼ばれて、その部屋へ行ったら3人おられたと、こういうことです。そういうことです。だから、呼ばれた方に、この芝さんが呼んできてくれというて言われたんかどうか、これは知りませんがね。この方が直接来てくれというのじゃなしに、たしか職員の方が、別室で待っておられるから、別件でちょっと会ってくれませんか、ということでは呼ばれたように思います。そうしたら3人がおられたと、その別室にね。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** ということは、ここの文書では、芝課長補佐から連絡があつて行ったということは確認はとれないと、それはわからないと、たまたまほかの件で葛城市にいてたんで、ちょっとこっちにも用事あるというふうな程度の依頼だということですか。

**勝田証人** そうそう、そういうことです。ちょっとこのあいてる時間にということでお伺いしたら、3人がおられたと。全く初対面やけど、岡本議員だけは前に一遍何かお会いしたんちゃうかというて話しとったら、新庄町のときに一遍、十何年前やけどお会いしましたなとかいう話で、吉川さんは元気にされてますかとかいうような話をしとって、今、こっちの市会議員してますねんということで初めて知ったんですな、そのときに。

**増田委員** わかりました。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 先ほど、正式な鑑定依頼ではないんで、一応現地も確認して、だけでも鑑定書としては要請もなかったんで出してないということですね。

**勝田証人** そういうことですね。

**西川委員** その中で、これは先ほどからお聞きしております、5階の面談室で3人でお会いしたときに、図面を広げられて、この場所のこういうところやと、こういう説明を受けられたと。そのときに、鑑定士さんの方から、これは岡本さんの証言なんですけれども、大体どのくらいの金額になりますかという話を聞きましたと、鑑定士さんにね。そうしたら、大体この図面を見てたら、坪10万ぐらいかなという話をされました。これは覚えておられんと思いますけれども、先ほどおっしゃった平米1万なのか、坪1万なのか知りませんが、田んぼのことでおっしゃってるけど、余りにも差があるので、こんなお話出たんですか。

**勝田証人** いや、これはやっぱり現地へ行って、その物件を見やんことにはね。金額は図面だけでは、そんな出ないですよ。だから、現地を見させていただいてからご連絡させていただきますということで、そんな金額は出してないですね。そんな出すはずないと思いますよ、10万円なんていうとんでもないような金額ね。それは現地へ行かんともわかりませんわ、その地図だ

けではね。しょっちゅう行ってるところだったらいいですけどね。初めてのところですからね。

**下村委員長** 西川委員、それでよろしいですね。

ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** その土地の鑑定価格を、現地に行って見られて、次に、その価格を伝えられたというふうにおっしゃいましたよね。それも電話ではなくて直接伝えたと。記憶があれですけど、よく役所に来られていたので、そのついでで伝えたということですけど、その方、伝えられた相手は、最初に面談室で2名職員さんがおられたうちの1人ですか。

**勝田証人** その1人ですね。2人やなかったと思うんですね。

**谷原委員** その方のうちのどちらかの方にその価格を伝えられたと。

**勝田証人** 大体こんなもんですということでご連絡させてもうたと思いますね。

**谷原委員** わかりました。

先ほどの西川委員のお話の中にあつた、その10万とかどうのこうのいう話で、いやもう高値をつけるんじゃないしに、もっと下げろというふうなことを岡本議員が言うたとかいうふうな、その場でそんな話がありましたか。

**勝田証人** そのときは岡本議員、おられなかったように思いますけどね。

**谷原委員** もう黙って座ってはるだけと。

**勝田証人** いや、その金額を伝えたときには岡本議員はおられなかったように思うんですけどね。

**谷原委員** その価格を伝えたときにはね。

**勝田証人** 最初はおられましたよ。

**谷原委員** 最初の面談室ではおられたけれども。

**勝田証人** 金額を伝えたときにはおられなかったように思いますけどね。

**谷原委員** わかりました。

前後しますけど、面談室のときに、話されたときに金額の話が岡本議員との間に出たりとか、高いとか低いいうことはあつたんですか。

**勝田証人** そのときには金額の話は、要するに出てなかったと思います、具体的にね。大体もう見に行かんとわからないですからね。

**谷原委員** わかりました。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西井副委員長。

**西井副委員長** ご苦労さんでございます。ちょっとお伺いしたいと思います。

葛城市の仕事を何か所ぐらいの仕事をされたんか、まずそれを聞かせてもらいたいと。それで、葛城市で何年ぐらいから鑑定業務の仕事というか、依頼を受けたかということ。その2点、先にほんなら、答弁お願いします。

**勝田証人** 一番最初は、10年ぐらい前やったかな。今、先ほどちょっと言いましたけど、尺土の開発のあれで、これはもう主として、別の業者が皆やられたんですけどね。今言うたように、

県と何か市とが交換する何かがありましてね。それをずっとやってる業者に話したけれどもなかなかうまくいかないので、ほんで何か県の方に相談したら、私がええのん違うかということで名前が上がったのでということで私が呼ばれたんですわ。あのとき、たしか木村さんという土地計画課長やったと思うんですけどね。ほんで、それを1件まずさせていただきました。それはもう10年ぐらい前やったと思うんですけどね。

それから、次に今言うた道の駅ですか。これも木村課長さんからの連絡がありまして、これをさせていただいたと。最近、何か拡張のあれで急ぐからということで、1つやらせてもらいましたですね。だから3カ所か。そのほかに小さいやつはぽこぼこありますけどね。大きなやつはそれですね。ぽつぽつとしたやつはありますけどね。

**下村委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** 多分面談室の話だと思いますねけど、証言の中で、ほかの事業については鑑定価格を上げてくれということをお願いされて、ほんで、岡本氏は鑑定結果を下げてくれと申されたということでございますが、そういう事実が本当にあったかどうか。また、勝田鑑定士さんは下げよという話は初めて聞いたというふうなことをおっしゃったように伺っておりますが、事実かどうか教えてもらいたいと思います。

**勝田証人** いや、岡本議員が入ったのは、今のこの問題のところで、最初にお会いしたときに3人で岡本議員がおられたということだけでね。そのときに岡本議員は別に発言なかったと思うんですよ。じっとそばで聞いておられただけでね。だから、下げてくれとか何とかかんとかいう話は、それ以後、1回も岡本議員とはお話も何も、お会いしたこともありませんからね。その岡本議員から下げてくれとか、何やしてくれとかいうような話は聞いたことがありませんね。

ただ、私が聞いているのは、何か一部の何かからちょっと、葛城市が買うてるのは高いのちやうかというようなお話は出るとかいうことはちょっと聞きましたですけど、それは岡本議員が言うたかは知りませんが、そやけど、岡本議員から直接何かかんか言われたのは、大体会うたのもそのときだけですからね。そのほかのやりとりは、この電話がかかってきたとき以外は全然やりとりはないからね。直接電話がかかってきて、ちょっとびっくりしたぐらいです。

**下村委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** 過去、当市だけ違くて、鑑定士さんとしてはいろんな市で仕事をされておりますわね。その中で、価格について、発注者から要望があれば上げたり下げたりということは、本来本来にできるかどうか。やはり鑑定士さんの基準でされてると思いますが、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

**勝田証人** これは、土地の購入なんかの場合は、いろいろな事情がそこにありまして、なかなか機械的にいかん場合も確かに多いんですよ。いろいろなことを地権者の方は言われますわ。ほんで、公共事業の場合は、こちらの方からお願いして買いに行くわけですからね。向こうにしたら先祖代々の土地を売りたいくないのに協力すると、こういうような考え方の人が多いですね。だから、いろんなことを言われまして、いろいろ配慮しやないかん場合もあるんです

よね。

それで、鑑定というのは、ど真ん中のストライクだけストライクやなしにね。ストライクも高めいっぱい、低めいっぱいありますよね。あるんですよ、高いめと低いめいっぱいど真ん中ね。ど真ん中だけが正しいわけやなしにね。やっぱり案件によっては多少高めとか低めとかいうようなことはあり得るわけです。そういうことはやっぱり我々鑑定士も、正直な話、多少考慮するということがありますね。そやけど、言われたとおりにやるということやないですよ、それは。高めいっぱい暴投になったら、これはもうアウトですからね。低めいっぱいのワンバウンドもアウトですからね。それはあくまでも限界いうんか、ありますけど。そやけど、ど真ん中だけが鑑定やないと、こういうことはありますね。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 大変鑑定というのは、買い手と売り手という中で、その辺で意見を聞きながらいうのも、事情もあると。その辺は理解しますが、そうしたら先ほどお伺いしたように、勝田証人がその値段、安うしてくれという話を聞いたんは初めてやとおっしゃったということはないわけでございますね。

勝田証人 え。何ですか。

西井副委員長 証人が新町の金額を安くしてくれというふうなことをおっしゃったということはなかったということで。

勝田証人 そのとき以外は全然会うたこともありませんし、話したこともありません。岡本議員と。

西井副委員長 それを岡本議員がおっしゃったということも聞いておられないということでよろしいですか。

勝田証人 聞いてません。この前ちょっと電話かかってきて、この件で何か問い合わせがあったら返事したってくれという電話があるまでは、一切何のあれも、接触もありませんしね。初めてぼーんとかかかってきたわけです。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の勝田氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(勝田証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、屋根良宣氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(屋根証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行ったときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

**屋根証人** 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年10月9日。

屋根良宣。

**下村委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(屋根証人署名捺印)

**下村委員長** これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分にご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは屋根良宣様ですか。

屋根証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

屋根証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、若井司法書士との接点についてお尋ねいたします。

あなたは、若井成仁司法書士を知っていますか。

屋根証人 はい。

下村委員長 いつごろ、どのような件でかかわりがありましたか。

屋根証人 総田さんの登記のうち、乙欄について権利の方の処理を担当するというので紹介を受けました。

下村委員長 誰から若井司法書士を紹介されましたか。

屋根証人 ちょっとそこは記憶にございません。

下村委員長 もう一度。

屋根証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 若井司法書士は、どのような業務をされたのでしょうか。

屋根証人 総田さんの登記、分筆、寄附していただく土地のところ、乙欄ですね、そこに永小作権という権利がついてたんですけども、それがついたままだと分筆、寄附をもらうことができない、それを抹消登記ということをしていただくということで話をもらいました。

下村委員長 若井司法書士の担当した業務は、最終的にどうなったか知っておられますか。

屋根証人 抹消登記が済んで、その連絡がございましたので、その連絡を受けて、こちらの方で登記の方を進めさせていただきました。

下村委員長 若井司法書士に対する報酬は葛城市が払ったのでしょうか。

屋根証人 いえ、それはないです。

下村委員長 葛城市は払ってないと。

屋根証人 払ってないです。

下村委員長 次に、勝田不動産鑑定士との接点についてお尋ねをいたします。

あなたは、勝田耕次不動産鑑定士を知っておられますか。

屋根証人 はい。

下村委員長 いろいろ、どのような件でかかわりがありましたか。

屋根証人 職務中に岡本議員の方から呼ばれて、5階の相談室だったと思うんですけど、そこに来たときに初めてお会いしました。

下村委員長 いろいろかいうのは、大体。

屋根証人 はっきり覚えてないです。

下村委員長 誰が勝田不動産鑑定士を呼んできたのでしょうか。

屋根証人 岡本議員と記憶しております。

下村委員長 あなたは、勝田不動産鑑定士との打ち合わせが、何の打ち合わせであるかと思いましたか。

屋根証人 呼ばれて話をしているときに、新町というところの話だったんで、新町のあたりというの  
はわかりました。

下村委員長 勝田不動産鑑定士は、最終的に鑑定書を作成したのでしょうか。

屋根証人 いや、ちょっとそこまではわかりません。

下村委員長 あなたは、勝田不動産鑑定士から聞いた土地の単価を誰かに伝えましたか。

屋根証人 いや、こちらの方に、12月4日にこういうことだという連絡はありましたけども、それをどこかに伝えるというのはなかったです。

下村委員長 葛城市から勝田不動産鑑定士に報酬は支払ったのでしょうか。

屋根証人 いや、支払ってません。

下村委員長 次に、新町農道工事売買契約書の作成経過についてお尋ねをいたします。

あなたは、新町農道の敷地となっている、新町109番、110番4、111番2の土地について、葛城市が買い主となる公印の押された売買契約書が作成されていることは知っていますか。

屋根証人 今は知っています。今はわかりますけども、その当時あったというのはいくらもありません。

下村委員長 今わかるけれども、その当時はわからなかったということですね。

公印を押して完成した契約書が存在することはいつ知りましたか。

屋根証人 最近になって知りました。

下村委員長 売買契約書の文案を作成した人は誰か知っておられますか。

屋根証人 文案自体は、その当時の課長補佐であった、今現在の芝課長が作りしました。

下村委員長 なぜ売買契約書の文案を作成したかご存じですか。

屋根証人 岡本議員の方から、再三ひな形でいいということで作成の依頼をされてまして、何度か芝課長が断ってたんですけども、あくまでもひな形ということでつくっているのは知っていません。

下村委員長 岡本議員が再々来られてたということですね。

作成された売買契約書の文案は、どうなりましたか。

屋根証人 最終に、あくまでもこれは文案、ひな形、これを個人で使って、再度つくってするという  
ことで、あくまでもひな形ということの念押しをして、岡本議員の方に渡しておりました。

下村委員長 岡本さんに渡されたのは職員のどなたでしたか。

屋根証人 芝課長になります。

下村委員長 芝課長が渡してるところを確認されましたか。

屋根証人 封筒に入れて渡しているのは見えます。

下村委員長 2通の売買契約書は公印が押されて、最終的には市役所内に戻ってきているのですが、そのことについて何か見たり聞いたりして知っていることはないでしょうか。

屋根証人 ないです。

下村委員長 売買契約書に公印が押されているのですが、これはあなたが押したのですか。

屋根証人 いえ、違います。

下村委員長 誰かというのはご存じないですか。

屋根証人 わかりません。

下村委員長 次に、新町農道工事の登記手続についてお尋ねいたします。

あなたは、新町農道工事について、どのような業務を担当しましたか。

屋根証人 主に工事の監督、それと登記の方を担当させていただきました。

下村委員長 所有権移転登記に必要な書類は、誰が作成しましたか。

屋根証人 測量図等取りまとめて、登記に必要な事項書類は私の方がつくりました。

下村委員長 土地所有者に登記関係書類を署名押印してもらうのは、誰が行いましたか。

屋根証人 通常であれば、私と芝2人、職員2人でそれぞれの所有者のところに行って、判こ、署名をもらいますが、今回については岡本議員がそれを持って行ってしてくれるということだったので、岡本議員に判こ署名をいただいて、その書類を再度預かりました。

下村委員長 岡本議員1人がされたということですか。

屋根証人 はい。

下村委員長 なぜ岡本議員が署名押印をしてくれたのでしょうか。

屋根証人 岡本議員が署名捺印をもらってきてあげるということで、書類をお渡しして、それをもらってきたんですけども、どういう意図があってそれを言われたのかはわかりません。

下村委員長 登記関係書類を市役所に持ってきたのは誰ですか。

屋根証人 岡本議員です。

下村委員長 岡本議員から登記関係書類を受け取ったのは誰ですか。

屋根証人 私です。

下村委員長 新町109番、110番4、111番2の土地の所有権移転は、平成27年6月になって行われているのですが、平成27年度内に登記ができなかったのはなぜでしょうか。

屋根証人 その一連の登記をするに当たって、書類がもうその一連でする用に測量図等をつくっていったので、総田さんとの乙欄の権利が抜けるのを待って、それが終わり次第登記という形をとった場合に年度をまたいでしまいました。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** どうもご苦労さまです。行政の事務について、ちょっとお伺いするようなことになると思いますので、よろしくお願ひします。

まず、基本的なことをお伺いするんですけども、屋根さんは新町農道新設工事において、主に登記事務の方を、工事の監督と登記の事務をされたということなんですけれども、新町農道は2回に分けて工事をされてると。平成18年以前の工事と、それから平成27年の工事と2回に分けて行われていて、その都度地権者の方から土地の提供があったわけですけども、この農道について、私の理解するところが間違っていたらちょっと教えてほしいんですが、こういう理解でいいのかどうか。

つまり、新町111番地の農地について、平成18年まで農道用の土地として提供された土地と、それから平成27年に提供された土地と一緒にして、一緒に分筆して、1つに、新町農地の111番を、その提供部分を分筆して、その土地の地番を111番の2として、もとの残った方の農地の方は111番の1というふうな枝番をつけて登記されたということでもいいんですか。ちょっとここ、地番のことについてどういうことかいうのを確認したいということなんですけれども。新町農道の111番というのがある、111番の1というのがある、111番の2というふうに3つ出てくるんですけども、その関係についてちょっとお伺いしたいんです。記憶がなかったらあれなんですけど。わかりますかね。

**屋根証人** 済みません、今の地番がどちらの所有者の方が、ちょっと今、記憶がわからないので教えていただきたいんですけども。

**谷原委員** 総田さんの農地ですね。

**屋根証人** 今回、新町農道に限らず、分筆をした場合に、寄附でもらうところの枝番が一番最終になります。それでついでるのが一番最後の枝番になります。

**谷原委員** じゃあ、この111番の2というのが多分道路として提供された、分筆された土地だというふうに理解していいですね。

それについてなんですけれども、実はここがややこしいところだった、私もちょっとややこしいなと思ったところなんですけど、平成18年度、この以前の農地において、総田さんが寄附されたんですけども、この所有権が長年市の方に移転せずに総田さんの名義になっていたと、つまり、最初に提供した土地については、寄附はした、このときは無償提供でされてるわけですけども、それが実は寄附したんですけども、所有権が移転されてなかったということがあったわけですね。これは本当なのでしょうか。

**屋根証人** ちょっとそこまでわかりません。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そうしたら、永小作権がついてたということをおっしゃいましたよね。永小作権がついてるから登記できなかったんだということが若井司法書士の話のところから出てきましたけれども、つまり、その最初の古い土地に永小作権がついてたので、最初に提供したところで永小作権がついていたので登記できなかったという認識はなかったということなんですか。

**屋根証人** ちょっと、その今言っておられる土地が、平成18年のときの土地であれば、多分そのときに永小作権が抜けてなかったので登記をしてなかったのかなと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 その所有権がそのままになっていたの、永小作権を外すために若井司法書士と連絡をとられたということですね。若井司法書士に連絡をとられたというか、若井司法書士がその永小作権を外すために、そういう手続をしてもらったということですね。

屋根証人 若井司法書士さんが永小作権を外す処理をしてくれますという紹介を受けただけであって、市の方から頼んだとか、そんなのではないので。

谷原委員 頼んだかどうかではなくて、この若井さんが永小作権を外すということでやられたということですね。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。まあまあ、こんな場で、緊張して、呼び出されて大変やけど、ちょっと確認だけお願いしますわね。

2つあって、岡本さんの報告書また証言の中でも、先ほど勝田不動産鑑定士さんが来られまして、それとのちょっと食い違いを屋根さんにお聞きしたいんですよ。というのは、平成27年1月ごろに、新庄町の庁舎の5階で勝田不動産鑑定士と、それと芝課長補佐と、その当時ですよ、池原課長とが5階で勝田不動産鑑定士の方とお会いしたと。そこへ岡本議員さん、もちろん入っていてお会いしたと、こういうふうにしてその人は証言、岡本さんの中では証言されてるんですけどもね。

この時期が、先ほど12月4日と、こういうふうにおっしゃったんですが、これは平成26年12月4日に、屋根さんの話を聞いてますと、芝さんと屋根さんが岡本さんに呼ばれて5階へ行き、池原課長じゃなくて。勝田不動産の方は、農林課のどなたかようわからん言うてはるわけですね。岡本議員さんは覚えているけども、こうおっしゃってるんですが、その記憶では、屋根さんと芝課長が呼ばれて、12月4日に、平成26年、そのときに呼ばれて行ったという記憶はありますか。

屋根証人 12月4日には電話があっただけで、その12月4日より以前に呼ばれてる形になります。

西川委員 12月4日以前に呼ばれて、そのときに呼ばれて行ったときは、あなたと芝課長やと、これでええんですか。

屋根証人 はい。市側は私と芝課長になります。

西川委員 それと、ちょっと食い違いだけを、ちょっと食い違いになるかどうかわかりませんが、先ほどおっしゃった12月4日に勝田不動産鑑定士の方から屋根さんに電話があって、平米2万3,000円で鑑定ができそうですというふうにつながったんですか。勝田不動産の方は鑑定をやってないと、こうおっしゃってるんですが、その電話を受けたんですか、勝田不動産から。

屋根証人 電話いただきました。

下村委員長 西川委員、どうぞ。

西川委員 それと、先ほど屋根さんは、若井司法書士さんはどなたが紹介したか、今は覚えてませんと、わかりませんと、こうおっしゃってるんですが、今の総田さんの件で、以前に若井司法書士さんと屋根さん、このこと以前にお会いしたことはあるんですか。このことの件とは別

に。

屋根証人 別にないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、この件で初めて若井さんとお会いしたと。

屋根証人 そうです。

西川委員 それで、これはあなたにお聞きするべきかどうかはわかりませんが、申述書を出してこられてる中で、正式に登記業務を葛城市と、芝課長補佐と協議ということは葛城市ですね、農林課ですね、業務を受託いたしましたと、こうおっしゃってるんですが、そういうふうな経緯はあるんですか。

屋根証人 いや、ないです。

西川委員 そうすると、この若井司法書士さんは、屋根さんは総田さんの件で、どこでお会いして、誰と、屋根さん1人でお会いしたわけではないと思いますので、一番最初、この業務を、この若井さんというのは葛城市から業務を受けたとおっしゃってるんですよ。それはそれとして、初めてお会いをしたときに、どなたがこの総田さんの件で、この小作権を外す、これ、裁判まで行くはずやから、そういうことを一番最初はどなたとどなたとでお会いしたんですか。

屋根証人 私、記憶してるのが、総田さんの家で、総田さんと私と芝課長はいたのは確かにいてたと思います。そのときに、その処理をするということで紹介されたので、多分岡本議員さんも一緒やったと思うんですけど、そこまでちょっとはつきりは覚えてません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その後、屋根さんもこの業務というのは相当な業務になると思うんです。このことについて、先ほどおっしゃった年度がわりで初めて完成するわけですね、このことが。その間、何回ぐらい若井さんと電話等でやりとりをした経過ですね。そのときに印鑑を、最終的にはいろいろな印鑑を、まあ言えば岡本議員さんにもらい行ってるとか、いろいろありますわね。こういうふうなことに、どの程度屋根さんはかわられたんですか。この若井さんとお会いしてるのは、一番最初は総田さんとおうちでお会いした。何回か、そのときのちょっと経過をお教えいただきたいんです。

屋根証人 私、若井さんとお会いしたのは、初めと最後に登記の方が終わりましたという連絡だけです。

下村委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。ご苦労さまです。ちょっと僕も1カ所、勝田さんと相違あるというか、先ほど誰が勝田不動産鑑定士を呼んできたのでしょうかという質問に対して、岡本さんと即答されたと思うんですけども、根拠というか、なぜそう思われたかという、ちょっと詳しく、ちょっと先ほど勝田さんと言ってはるものが違うんで教えていただきたいです。

屋根証人 私と芝の方が急遽呼ばれまして、行ったところに勝田さんと岡本議員がいてたので、岡本議員が呼んだと思うんですけども、それ以外ないかなと思います。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、勝田不動産さんは市側から呼んだということはないということですね。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 私は、この農道をつくる根拠を、当初は農道をつくるのが目的であったというふうにと認識してたんですけども、新町の方の証言とか、それから、岡本議員の報告書によりますと、大雨が降ったときに付近で水があふれる被害が解消されないままになっていたと、そういう御報告をいただいているんですけども、もし屋根さんご存じだったら、この農道を拡幅する目的、効果、成果等、ご存じでしたら教えていただきたいんですけども。

屋根証人 私が新町の農道にかかわったのが、今、懸案になってるところなんですけども、それ以外に東のところで農道をずっと拡幅してて、その最終のところ、できてなかったところをするというのが私がかかわったところになりますので、ちょっと事前にどういうことがあって要望されたかというのまではちょっとわかりません。

下村委員長 増田委員。

増田委員 それじゃ、この一連の工事については、この水路を改修といいますか、雨の量を十分のめるだけの水路の拡幅と道路の拡幅と同時の工事になったっていう内容なんでしょうか。

屋根証人 そうです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと根本的なことですね。先ほどはいろいろ食い違いのことをお伺いしましたけどもね。この農道の整備をするに関して、用地を買収するような契約書をこしらえてくれと、ひな形でええけれどもこしらえてくれと、こういうことに関して、大変違和感を覚えられましたですかね。というのは、屋根さんは今までの農道整備に関して用地を買収するというふうなことが、本来は無償提供やというふうな認識はございましたか。

屋根証人 農道については、基本寄附でもらうというのがもう大原則なので、それはもう寄附でもらうという認識でずっといとるんで。

下村委員長 西川委員。

西川委員 いやいや、ほんで先ほどおっしゃいましたように、契約書をこしらえると、芝課長は岡本議員から、もう再三にわたってこういうふうに来られるから、何のためにこしらえるのかわからんけどこしらえろと言われると。そのことに関して違和感と不思議さというのは感じられましたか。

屋根証人 違和感はありました。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それでもつukらないかと、この農道のね。それで、あと、寄附うか寄贈うか、そのことと大変矛盾するような形になってるんですけども、その印鑑を先ほど岡本議員が皆わしがもってきたということでもらいに行ってもうたと、こういうことをおっしゃってるんですけども、それで間違いないですか。

屋根証人 はい。寄附による登記をするに当たっての書類作成をしたら、岡本議員の方が行ってきた

るということで、それをお渡しして、再度署名と捺印いただいた書類を私が受け取りました。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 再度確認しときます。先ほど証言いただいたんで、二重になって申しわけないんですけども、芝課長が参考いうんじゃないしに、何か見本程度、先ほどおっしゃったように、このままやられたらあれですよと、それを新たにこしらえるんやったらこれを参考にさせていただく、その参考にするいうのでまあまあこしらえたと。そのことを芝課長から岡本議員に渡されたところを屋根さんは見ておられると、これは間違いないですね。何で確認するかいうと、岡本議員は河合前部長から契約書をもろたと、渡されたと、こういうふうにおっしゃってるんで、ここははっきりと確認しとかなあきませんので。これは再度確認しますけれども、それで間違いないですか。

**屋根証人** 間違いないです。

**下村委員長** ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** もうちょっと若井司法書士の件についてお伺いしたいんですけど、総田さんの最初に提供された土地で永小作権がついてたということですよ。それを外すためには若井司法書士が裁判手続等をされて、それを登記抹消したと、永小作権の登記抹消したと。その連絡を受けられた、もう抹消しましたよと、若井さんから連絡を受けられたのは屋根さんが受けられたんでしょうか。

**屋根証人** 多分私が受けたと思います。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** それを受けて登記が初めてできるわけですから、多分受けられたんだと思うんですけども、そこでちょっと私が疑問に思うのは、これは市の職員の方とのやりとりでやっておられますよね。この若井さんとのやりとりがですね。屋根さんと芝さんとが総田さんのお宅に行って、そのときに若井さんもおられたということで。また、終わりましたと、登記抹消が終わりましたと、永小作権の登記の抹消が終わりましたというのも屋根さんの方に連絡が行って、それで登記をそこでやってるということですから。

疑問なのは、その支払いについてなんですけれども、例えば農地を寄附された、総田さんが寄附した。それが長年永小作権がついたまま、市の方に登記されずに放置されたということ、大変怒っておられたんですよ、この前の証言で来られたときにね。そのために相続猶予にしていたものが相続税が発生して、延滞金までとられて、大変な目に遭ったんだということで大変怒られておられたんですけども、この寄附をする場合に、そういう登記関係のいろんな複雑なものを手続しないと、市の方に所有権が移らないという場合、この費用、その抹消する、永小作権などをきれいにする、そういう費用は、これは誰がもつというものなんでしょうか。お考えをちょっとお聞かせいただきたい。それは市がもつものなのか、いや、それは個人ですよと、何かそういうものがあるんでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたいんです。

**屋根証人** 永小作権自身は、総田さん本人がされたのか、もっと昔にされたんかわからないんですけど

ど、あくまでも個人がつけた権利なので、それを寄附するからといって市で抹消することは  
ありません。基本、個人さんで処理をしてもらわないといけないものです。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西井副委員長。

**西井副委員長** ご苦労さんでございます。ちょっと若干聞かせてもらいたいんですが、若井司法書士  
から申述書が上がってる中で、私は平成26年9月中旬ごろ、葛城市役所農林課より登記業  
務の依頼を受けというふうに書いていると。依頼を受けたけども若井司法書士は葛城市から  
は支払っていないとおっしゃってる。ほな、この文面でいったら、発注したのに市で支払い  
がされてないということは、ちょっとその辺不審に思うねけど、文書が間違っているのか、  
誰かが払っているのか。その辺はわからないと思いますが、おかしいと思いませんか。もし  
わかるようやったらわかると言うてもらいたいねけど。

**屋根証人** 発注もしてないですし、当然発注もしてないので支払いもしてないです。

**下村委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** ということは、この申述書には農林課から登記の業務の依頼を受けたと書いてあるけ  
ど、発注自体してないということですか。

**屋根証人** はい。

**西井副委員長** わかりました。

**下村委員長** ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** そしたら、続いて、勝田不動産鑑定士にかかわる件についてお伺いします。あとは、新し  
く平成27年に農道整備するというところで、契約書とか、問題になった、ちょっと後の、後  
半の部分なんですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

鑑定価格について、勝田不動産鑑定士から連絡を受けたというのは、電話で受けられたん  
ですか。電話で受けられたとおっしゃったんですけど、これは確認なんですけども、先ほど  
勝田不動産鑑定士もちょっと証言されてますのでね。ちょっとそこがどうなのかというのが  
ありましてね。面談で直接聞かれたということはないですか。

**屋根証人** 電話です。

**谷原委員** わかりました。ありがとうございます。

次に、当時の芝課長補佐が岡本議員に、いわゆる新町農道にかかわる農地の売買の契約書  
だと思いますけれども、その契約書を渡しているところを見たということなんですけれども、先  
ほどの証言だと、封筒の中に入れて、これはひな形ですよと、だから、もし使うんだったら、  
何か加筆してとか、何かつけ加えてやっってくださいねというふうなことを聞いたというふう  
に先ほどちょっと証言されたんですけどもね。封筒の中身はごらんになりましたか。

**屋根証人** 渡してるときには見てないです。渡してるときに言い添えて、もうあくまでもひな形です  
ということと言い添えて渡してるのを見たんです。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そのときは見てないということは、それ以前にはその契約書のひな型なるものをごらん

なったことはありますか。

**屋根証人** 岡本議員からしつこく言われておられたんで、それで作成されているところは見てるんで。その後封筒に入れて渡してるときに、先ほど言ったようなことで、一言申し添えて岡本議員に渡しておられました。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** それは何月何日ごろでしょうか。具体的な日にちが思い出せたらですね。例えば、これはメモをいろんな方は行政上としておられますよね。だから、何かそんなんで残ってるとか、そんなことはないですかね。

**屋根証人** 残ってないです。

**谷原委員** 残ってないですか。

次に、このひな形ということなんですけど、芝さんもひな形という言葉が使われたんですけども、実際にはひな形ではなくて、もう地番も入って、面積も入って、金額まで入って、言ってみれば判こをつけばもう効力のある契約書になるものですから、普通、これ、契約書のひな型です、判こをついてくださいなんて言わないですよ。契約書です、判こをついてくださいという。まさにその契約書そのものだった可能性があるんですね。

だから、そこが、当時、封筒に入っていたということですけども、そこはもう確認されてなかった、また、そこまで芝さんがつくってたかどうかということをご存じないですか。ほんまのひな型で、全くの契約書の文面だけでね。別紙としていろんな金額とか、地番とか、そういうものが入ってたものをつくっておられたということをご存じないですか。

**屋根証人** ちょっとそこまで記憶はないです。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** そうしたら、この寄附証書とか登記関係の書類のことについてお伺いしますけれども、これを芝さんと一緒に、例えば立会のときに、この印鑑捺印を求めたということはないでしょうか。芝さんの方は立会のときにもらったということ、繰り返し確認したんですけども、おっしゃってるんですよ。だから、これは今お聞きすると、これは岡本さんに渡したということなんですけれども、これは記憶の点ではもう間違いないんでしょうか。

**屋根証人** 立会のときにどこまでつぶれるか等の話をさせてもうて、書類ができた後日印鑑をもらいに行きますという話でそのときは言い置いてると思います。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 書類は後日ということなんですけれども、ここが行政事務として私は、どうなのかなと思うところがあるんですけども、議員さんが行ってやるということで、本来はこれは行政の仕事であると思うんです。登記の書類をですね。だから、こういうことはよくあることなんでしょうか。議員さんに言われたからそれを預けると、議員さんの仕事じゃないですよ、本来はね。だから、そこら辺が議員さんと職員さんの関係でどう思われたのか、ちょっとお聞きしたいんです。

**屋根証人** 個人さんとかには頼んだりしませんねけども、議員さんということで、そのときは頼んだと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 その際は、当然契約書は、先ほど屋根さんのお話だと、芝さんが契約書を先に渡してるわけですから、これは別の、契約書は全く関係ないものですよね。登記だけで渡した。また、それを岡本議員から受け取ったということですから、それは捺印されたもの全てを受け取られたんですか。これ、多分関係者が幾つかあったと思うんですけども、それについてはどういうものを受け取られたのか、ちょっとお聞きしたいんです。

屋根証人 こちらで登記に必要なところに判こを押したものと署名したものの、これだけもらってくださいということで渡しとるんで、それに対してそのままうてきたよということで預かりました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それは何件渡されたんですか、最初。つまり地権者何件分の分を渡されたんでしょうか。

屋根証人 たしか4件あったと思うんですけども。

谷原委員 これは記憶のことですから、今手元にあるわけじゃないので申しわけないですけども。

最後なんですけれども、これは契約書が交わされて、芝さんが使ったひな型なのか、それに手を加えられたのか、これはわかりませんが、その契約書が捺印を地権者からもらって、2通ですね、例えば総田さんだったら2通捺印をもらって、2通役所に返ってきてるんですね。その2通の契約書が返ってきて、そのうち1通に市調印が押されて、その1通が再び総田さんのところに行ってるわけです。

だから、総田さんはその2通の契約書、2通交わしますよね。葛城市と例えば地権者と、それぞれ交わすわけですから、2通契約書があつて、それに判こを両方押しますよね。それがまた再び役所から市長印を押された、その2通のうちの1通が、総田さんが持つ契約書として渡ってるわけです。そういう契約書が役所からどなたかが、例えば岡本さんに渡されたということはないですか。そういうことを何か見たとか、そういうことはないでしょうか。

屋根証人 それはないです。

谷原委員 わかりました。この契約書の動きが、どうも市長印がついた契約書がなぜそこへ行ったのかということなんですね。誰が受け取ったのか。契約書を受け取った人がちょっとはつきりしないんですよ。でも、登記の書類は屋根さんが受け渡しをしたということですね。わかりました。

下村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 屋根さん、ここ、確認しときますけどね。印鑑ついてあるかついてないか知らんけれども、何せひな形をこしらえた、これひな形やでと、見本のこんなやでというのをやかましい言うからこしらえた、岡本さんが。それをやかましい言うからこしらえたやつを、何もそのまま、これひな形やでっていうて渡した、それを見てただけで、それでよろしいんですやろ。

それと、そんな印鑑が押したやつが出たり入ったりしたとてはるけど、渡したきりのところまでしか、あとは返ってきたということしか私らはわからんわけだ。2通こっちへ、印鑑ついたやつ、こっちへ返ってきたとか、そんなこと全然確認してないわけで、途中

で。そのところは、確認しときますけれども、ひな形として、これひな形ですよと言うて渡したところを屋根さんは見てたと。それでよろしいんですね。

屋根証人 それで間違いないです。

西川委員 それで、後は、池原さんが言うてはるように、いつかわからんけれども、何年かたって、契約書があるはずやという問い合わせが岡本さんからあって、それで探してみたら何かどこかへこんなとじてあったやつが出てきたと、誰がどうしたか知らんけれど、今の段階ですよ、それが出てきたというふうな証言をされてるんですよ、そういうふうに証言を。屋根さんも、そういうことでよろしいんですね。どうなんですか、そのことだけ。後でわからんやつが、探したら、芝課長が何かいろいろ言われて探したら、何か判こもついた契約書が出てきたと。いつの間にか机のところに置いてあった。誰か押したかわからんけど。そのこと、それだけしかないんですね。

屋根証人 はい。

下村委員長 今、西川委員が言われたそのとおりということで理解したらよろしいですね。

屋根証人 はい。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 私が聞きたいのは、その前後がちょっと記憶があられたら教えていただきたいんですね。芝課長の机の上に契約書が置いてあったと。中を開いてみたら、市長印もついてあって、何でこんなものが市長印もついてあるんやろうと大変驚いたと。で、それをファイルの中へおさめたということは聞いてるんですけども、そのときにそういうことで、これは何だというふうなことが課内で話になりましたか。芝さんが、そういう机の上に置いてあったという、この契約書についてね。ファイルへおさめる間のことで、こんな大変なものが出たと、これ、どうなってるんやろうというふうなことで課内で話題になったことはありますか。

屋根証人 いや、その机の上に置いてたとかというの、最近に私は知っただけなので。

谷原委員 わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の屋根氏に対する尋問は全て終了いたしました。証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございます。

(屋根証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時39分

再 開 午後 1時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、若井成仁氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(若井証人入室)

**下村委員長** お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知お願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

**若井証人** 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年10月9日。

若井成仁。

**下村委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(若井証人署名捺印)

**下村委員長** これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、若井成仁様ですか。

若井証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

若井証人 はい、間違いございません。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、申述書作成の経緯についてお尋ねいたします。

平成30年8月20日付の申述書の押印は、あなたのものですか。

若井証人 はい。

下村委員長 この申述書の内容は、あなたの記憶のとおりですか。

若井証人 はい。

下村委員長 この申述書は、誰かが作成した文書の内容をあなたが確認して押印したものか、全て自分で作成したものか、いずれですか。

若井証人 見せていただいたものを参考にして、それで自分の記憶を足して作成いたしました。

下村委員長 自分で作成したということでございますね。

どなたにもられましたか。申述書の参考資料を。

若井証人 岡本議員です。

下村委員長 この申述書を作成したきっかけは、誰かに依頼されて作成したのか、あるいは自分で作成しようと思って自発的に作成したものか、いずれですか。

若井証人 岡本議員に申述書を書いてくれと言われてまして、それで作成いたしました。

下村委員長 次に、登記にかかわる経緯についてお尋ねいたします。

あなたの申述書によると、平成26年9月に葛城市農林課から登記業務の依頼を受けたということですね。

若井証人 はい。

下村委員長 一番最初にあなたに連絡してきたのは、誰ですか。

若井証人 三輪測量設計の岸本先生、土地家屋調査士の岸本先生です。

下村委員長 ちょっと漢字を教えてほしいんですけど。

若井証人 漢数字の三に輪っかの輪ですね。自動二輪の輪という字ですね。三輪と書いてミツワと。

下村委員長 ミツワというのは三を書いて、三輪と書くわけですね。その次の漢字は。

若井証人 測量設計だと思うので。

下村委員長 三輪測量設計のキシモトさんと。キシモトの漢字は。

若井証人 海岸の岸という字に、モトは本という字でございます。

下村委員長 わかりました。フルネームはわかりませんね。岸本さんということで。

若井証人 そうですね。岸本先生と呼んでますので。

下村委員長 この岸本さんは何か資格がございましたか。

若井証人 土地家屋調査士の先生です。

下村委員長 電話がかかってきたのはいつごろですか。

若井証人 9月、いえ、暑い時期やったから、8月中だったと思います。

下村委員長 平成26年の8月ということですね。

どういう内容のお電話でしたか。

若井証人 葛城市さんの方で登記業務があるということで、司法書士を探してるっていうふうな話をお聞きしました。それで裁判業務が絡んでるけども受けることができるかというお尋ねの電話です。

下村委員長 そういう電話がこの岸本さんの方からかかってきたと。

若井証人 はい。

下村委員長 この岸本さん、葛城市と連絡をとられたわけですね。岸本さんから葛城市に連絡をとられて。

若井証人 葛城市さんから岸本先生の方に恐らく連絡があつて、それで岸本先生から私の方にお尋ねがあつたかと思ひます。

下村委員長 どういう、内容というのは。

若井証人 と言いますと。

下村委員長 若井さんは電話がかかってきたわけですね。そのときの答えと申しますか、返答はどういう返答をされたか覚えてますか。

若井証人 登記に絡む裁判ですので、もちろん資格もあるんでさせてもらいますというふうな話は岸本先生にはお伝えしました。

下村委員長 わかりました。返答はやりますということで返答されたと。

その次の段階というのは、何か、誰かにそれをまた言ったとか、向こうから誰かから電話がかかってきたとか、それはなかったですか。

若井証人 ちょっとそこは、私から連絡するように言われたのか、葛城市さんの方から連絡をいただいたのか、ちょっと覚えてないですね。

下村委員長 そうしたら、どちらからということではなく、どういう話になっていったかということはお覚えてらっしゃいますか。

若井証人 と言いますと。

下村委員長 葛城市側と、次の段階でどういう話になっていったかということは覚えてらっしゃいますか。

若井証人 そうですね。ちょっと内容の説明をしたいから當麻庁舎の方に来てくれというふうな連絡をいただきまして、それで書いてるとおり、當麻庁舎の方で打ち合わせをさせていただいたという感じですね。

下村委員長 今のことですけども、平成26年10月に、當麻庁舎で芝さん、これ、名字なんですけども、職員の芝さんと岡本議員と打ち合わせをしたということですね。

若井証人 はい。

下村委員長 3人でね。

若井証人 はい。

下村委員長 なぜ、市の職員ではない岡本議員が打ち合わせの場にいたのでしょうか。

若井証人 それについてはわからないですね。行ったら、芝さんと岡本さんがおられたということです。

下村委員長 岡本議員とは、それまでに面識が。

若井証人 いえ、ありませんでした。

下村委員長 初めてこのときに会われましたか。

若井証人 はい。

下村委員長 岡本議員から新町111番に付された新町農事合名会社の永小作権設定登記の抹消登記をしてほしいという事案の説明を受けたのですね。

若井証人 はい。

下村委員長 あなたは、打ち合わせの後、芝さんと協議の上、正式に登記業務を受託したということですが、誰と誰の契約で、金額は幾らかということ覚えてらっしゃいますか。

若井証人 登記の業務を裁判業務とともに受けさせていただくということになりまして、芝さんと土地の所有者の総田さんのお宅にお伺いして、登記と裁判の委任をいただいたという感じで、そのときには金額等の話は出ていなかったと思います。

下村委員長 芝さんと総田さんと3人のお話ということで、金額はそのときは決まっていなかったということですね。

若井証人 はい。

下村委員長 契約書は作成されましたか。

若井証人 いえ、作成しておりません。

下村委員長 一番最初の打ち合わせの後、芝さんとは何度くらい協議しましたか。

若井証人 2度か3度ぐらいだと思います。

下村委員長 場所はどこか覚えてますか。

若井証人 場所は、葛城市役所當麻庁舎で1度、恐らく別でお会いさせて、恐らくですけども、お会いさせていただいてるのと、あと、土地所有者の総田さんのところの家、ご自宅の近くで待ち合わせっていうぐらいだったと思います。

下村委員長 その2カ所で覚えてらっしゃるということですね。

若井証人 はい。

下村委員長 岡本さんとは協議されましたか。

若井証人 岡本先生とは、最初に説明を受けたときぐらいです。

下村委員長 あなたは、平成26年9月当時、この111番地の所有者であった総田正彦さんとは面談されましたか。

若井証人 もう一度お願いしていいですか。

下村委員長 平成26年9月当時、111番地の所有者であった総田正彦さんと言いますけれども、とは面談されましたか。

若井証人 面談したのは、その委任状をいただきに上がったときだけです。それが9月やったかどうかは記憶にないです。

下村委員長 平成27年3月20日に、新町農事合名会社に対して永小作権設定登記の抹消を命じる判決を得たのです。

若井証人 はい。

下村委員長 訴訟は別に弁護士に頼んだのですか。

若井証人 いいえ、私が訴訟代理人になっております。

下村委員長 無事に抹消登記ができて、報酬は誰に請求して、誰から支払いを受けましたか。

若井証人 請求書の名宛人は総田さん宛てになっておりましたので、総田さん宛てに請求はさせていただきます。請求書は芝さんが持ってきてくれとおっしゃってくれましたので、芝さんにお預けいたしました。

下村委員長 支払いを受けたのは。

若井証人 支払いはまだ受けておりません。

下村委員長 まだ受けておられないんですね。そうしたら金額もわかりませんか。

若井証人 今はちょっと記憶にないですね。

下村委員長 わかりました。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 最後のところをちょっと確認させていただけますでしょうか。きょうはどうもご足労いただきありがとうございます。行政事務上の不適切なところを調べるのが本委員会の目的になってますので、よろしく願いいたします。

最後に、請求書のことなんですけれども、ちょっとよくわからなかったもので、確認のため質問させていただきたいんですが、請求書は総田さん宛てにということ、これはどなたから言われて総田さん宛てということになったのかということ。ご記憶なかったらもういいんですけれども、それを、請求書を芝さんが持ってきてくれと言われたので、芝さんに請求書を渡したということですので、総田さんのところにその請求書を郵送されたりとか、持参されたということではないんですか。

若井証人 はい、そういうことはありません。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。これ、三輪さんから言われて、岸本さんですか、言われたから受けられたと。今までは葛城市の仕事は、司法書士として葛城市の仕事はやられたことはありませんか。

若井証人 いえ、ございません。

西川委員 ということは、先ほど言うてる芝さんであるとかいうのは、もう全然知らなかったということですね。

若井証人 はい、知りませんでした。

西川委員 それで、初めて知ったんですけど、なるほどと思うてんのは、普通は、もう業務終わりますわね。若井さんの業務。相当時間たってますね。

若井証人 そうですね。

西川委員 この間、やっぱり想像するにですよ、今、請求金額は覚えてない、わからないとおっしゃってるけど、相当この業務としては時間もかかり、相当専門的な処理をせんとこんなならへんと僕は思うんですよ、こういうことにね。ということは、やっぱりある程度、相当の金額になると思うんですわ。それら辺が気の毒やなという思いがあって、そして、何かどなたかに、これ、どない処理したらええねんというふうなこと、大体これぐらいの金額やというのんと、はっきりとわからんでも、これ、どないしたらええねんというようなことを問い合わせをしはったことはありますか。

若井証人 金額は、恐らくなんですけども、20万円にはいってなかったと思うんです。記憶が間違ってたなかったらですけども、15万円に近い額だったと思います。請求書を出させていた後は、余り催促とか、そういうことは全般的にしていないというのが、ほかの仕事もたくさんありますので、どっちかいうたら薄利多売な仕事になりますので、数をこなしてたらすっかり忘れてるというのがほとんどになって、未収の額は結構このほかにもあったりはしますので、はい。誰かに請求し直したり、催促とかはしていないですね。

西川委員 相談も。

若井証人 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 ご苦労さんでございます。ちょっとお伺いしたいんですが、訴訟は別の弁護士に頼まれたということですねけど。

若井証人 いえ、頼んでないです。

西井副委員長 ああ、全部先生がされたということですねけど、その費用も含めて15万円前後が支払ってもらってないと。そうしたら、申述書には、岡本さんからこの台本をいただいて、現実の形で先生が書かれたと。そのときに、このお金、どのようにしてくれはりますのいう話、しはりましたか。

若井証人 いたしました。

西井副委員長 どのように答えられたんか。

若井証人 こんなん、もらわんとあかんやろうっておっしゃってくれはりまして、請求書を再度出してくれるか、預かって帰るわっていうふうに岡本さんは言ってくれてはります。

西井副委員長 一応請求書、再度ほんなら催促するわいうふうな形で言うてくれてはるわけですか。

若井証人 そうですね。

西井副委員長 そうしたら、続けてちょっと。もうちょっとだけ聞かせてもらいたいんですが、現実、小作権の問題で弁護士のかわりに先生がそれもやられたということで、金額で15万円前後やいうたら、かなり安く仕事してくれてはんのやと思いますねけど。実際は、そうしたらその辺の訴訟も含めて、一般的にはどれぐらいかかりますんかな。

若井証人 弁護士の先生を被告側の代理人として立っていただいたんですけども、その額が恐らく安かったんで、全体的な請求が安くついてるかなと思うんです。一般的にどれぐらいでされてるのかというのは、ちょっとわからないですね。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 その部分について何がしかのお金は支払いされておられますんかな。弁護士の部分的な。

若井証人 向こうに弁護士が入っていただいたことに関する。

西井副委員長 はい。

若井証人 弁護士への報酬は裁判所への予納金という形で納めさせていただきますので、弁護士さんに直接支払ったというのではなく、裁判の費用として裁判所に納めているという形になります。

西井副委員長 なら、その費用は立てかえで。

若井証人 はい。

西井副委員長 立てかえで払うてはるとしたら、これ、現実に先生の方が負担があれで、早く催促せんなんと思いますねけど、今、入金がもらっておられないということで、その辺お伺いさせてもろて、ありがとうございました。

下村委員長 ほかにございせんか。

谷原委員。

谷原委員 永小作権が登記簿にあって、それを抹消するということで業務していただいたわけですが、これが終了したということをごんたかに連絡されますよね、当然依頼を受けてるわけですから。それは、もうこれで抹消を完了しましたよということをお伝えになったのは、どなたにお伝えになられたんでしょうか。

若井証人 恐らくですけども、請求書をお持ちしてますし、芝さんにお伝えしてるはずで。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 そしたら、最初に岡本議員が説明のときにおられて、芝さんと同席されてたと、當麻庁舎でですね。それから後はもっぱら芝さんと総田さんのお宅にも行くし、また、お会いするときも芝さんとだけお会いしてということで、岡本議員とはなかったということなんですけれども、そういう認識でいいんでしょうか。

若井証人 はい、間違いなひです。

谷原委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 ちょっとお伺いいたしますけどね、若井さん。この申述書は、岡本議員が下書きをしてきて、それを目を通して、そして、それを参考にしながら、自分でこれをこしらえたと、こうおっしゃってるんです。その中で、先ほどは総田さんに請求書を、宛名として総田さんに請求書を出したと。その請求書を芝さんに持ってきてくれということは、芝さんが届けたということかわからんけれども、宛名は総田さんに請求してるということですね。

若井証人 請求書の控えがあるんですけども、総田さん宛てになってましたので、恐らくはそうだと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それが普通やと思うんですよ。これ、個人のことやからね。個人の財産の話ですからね。それがここでは芝浩文課長補佐と協議した上で、正式に登記業務を受託しましたと、こう書かれてるということは、これ、芝浩文課長補佐というのは、読みかえると葛城市の農林課いうか、葛城市と読みかえられるわけですよ。その人に正式に登記業務を依頼され受託したと、こう申述書で言われてるんでね。これ、ちょっと食い違いが出てくるなど。

これは写されたときにちょっと、ちょっと違うたかなと僕、思いますけれども、一方で、岡本さんはどうおっしゃってるかいうと、おうてるんですよ、ここで書いてる部分が。というのは、葛城市から若井司法書士に対し正式な手続を依頼されましたと、こういうふうに岡本さんはおっしゃってる。ここはおうてるのやけれども、それやのに請求書は総田さんになってきてる。ここに何ちゅうか、矛盾をちょっと感じてるんです、この申述書に。ですから、このところが、それであれば、こういう申述書のとおりであれば、口約束であろうと契約は成り立つわけですから。そうしたら、これ、葛城市に請求をせなあかんのんじゃないかなと僕は思うんですけどね。

若井証人 ちょっと司法書士業務というのは不思議なところがございまして、例えば、よく不動産の仲介業者さんから依頼を受けて売買の登記をするということがあるんですけども、依頼は業者さんからいただいて、業者さんにそうしたら受けますという連絡はさせていただいて、それで取引の場に出向かせていただいて、そこでお客さん、買い主さん、売り主さんから委任状、書類をいただいて登記をするという形が普通になってますので、今回の葛城市さん、芝課長とお話しして、そうしたらさせてもらうというのは一般的に全然私の仕事のやり方いうか、司法書士の仕事のやり方としてはそごはないっていうふうに思っているところです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 本来はそういうふうに、正式にやったらそういうことやと僕は解釈するんですが、そのときに、岡本議員さんが同席をして、この永小作権であるとか、そういうふうな説明をされて、それでこの申述書を、先ほど聞かれた申述書をこういう形やいうて持っていったときに、これはほなもらわなあかんやないか、こんなんではあかんやないか、わしは言うてきたるわと、こういうふうな話をされたら、こういうふうに先ほどおっしゃったんですけども、その

とき、どなたからもうてきたるわというような話は出ましたか。

若井証人 いや、どういう話でしたかね。ちょっと記憶にないですね。

下村委員長 西川委員。

西川委員 言うてるのはわかりますわね。総田さんからもうてきたるわ言うんか、葛城市に払うように言うわと言うんか。そういう話は出たんですか。

若井証人 出なかった気がします。わからないですね。請求書を渡してくれと言わはったのは記憶にあって、お渡ししたのは確かです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 請求書は、そうすると2回書いてるということになるんですか。

若井証人 データが残っていますので、何度も出すことは可能です。

下村委員長 西川委員。

西川委員 請求書を出すということは、やっぱり社印を押すわけですからね、請求書に。そやから、何ぼでも文書は出てきますわね。その何ぼかいうの。そやけども、正式な請求書をそうしたら2回、社印の入ってる請求書を2回出したるということですか。

若井証人 そういうことになります。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その請求書を、この申述書のこういう形やいうて持ってきはったときに、岡本さんに預けてはるわけですか。

若井証人 岡本さんに預けたと思うんです。記憶がはっきりしないです。恐らくはそうだと思います。

西川委員 わかりました。

下村委員長 西川委員、それでよろしいですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の若井氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれまして、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(若井証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時15分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本秀樹氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(松本証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条

の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

**松本証人** 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年10月9日。

松本秀樹。

**下村委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(松本証人署名捺印)

**下村委員長** これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発

言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、松本秀樹様ですか。

松本証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

松本証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、脇田交差点工事の概要についてお尋ねいたします。

あなたは、平成27年度に建設課長補佐だったのですね。

松本証人 はい、そうです。

下村委員長 その際に、脇田交差点の拡幅工事に携わりましたか。

松本証人 携わりました。

下村委員長 拡幅工事は、どのようなことがきっかけで具体化したのでしょうか。

松本証人 もともと脇田の交差点は、笛吹の地元の要望で起こった事業でございます。

下村委員長 拡幅の場所は、交差点のどの位置になりますか。

松本証人 交差点の西側です。

下村委員長 この地図で、小さい字ですけど、何番地かわかりますか。

松本証人 364番地4、363番地3、366番地5、この3筆を工事しております。

下村委員長 拡幅の用地は、市が買い取るのですか。

松本証人 はい、そうです。

下村委員長 具体的に土地所有者との交渉は、誰が主体となって行いましたか。

松本証人 もともと地元の要望なので、地元主体となっていただいております。

下村委員長 あなたは岡本議員と一緒に土地所有者と買収の交渉をしたということはありませんか。

松本証人 買収の交渉はしていませんが、計画段階、平成27年度当時は計画をしておったんですけど、その当時に計画の段階で説明には行きました。

下村委員長 計画の段階で説明に行ったということですね。買収の交渉はしておられないということですね。

松本証人 はい。

下村委員長 次に、舗装工事の件についてお尋ねいたします。

既に実施された岡本議員の証人尋問で、建設課の松本課長からの依頼で、脇田地内の舗装工事の費用のために、平成29年7月に27万円を自分が管理していた未処理金から支出したという証言がありました。このことについて、あなたは思い当たることはありますか。

松本証人 いえ、依頼したことはございませんが、その工事の用地交渉の過程の中で、その地権者さんとの交渉の中で、多分条件をつけられたと思いますが、その部分を市で見られへんかという話は当時ございました。

下村委員長 その土地の番地はわかりますか。この地図で。

松本証人 2枚目の地図の方がわかっていたかと思うんですが、この364番地1と、その上の254番地3の間に里道水路がございます。この赤でかこっている分ですね。ほとんど使用されていられない里道水路なんですけど、この部分を、南側を用地買収することでこの土地が減ると、県道に面してる部分が減るといって、この部分を払い下げしてほしいという要望は、その最初の段階でございました。その部分の工事かと思いますが。

下村委員長 その工事というのは、どういう工事がちょっと説明していただけますか。

松本証人 里道水路、隣の254番地3との境界を示すような簡単なブロックですね。それと、その取り合いの舗装程度だと思います。

下村委員長 今説明ありました、その工事は誰が要望して、そういうことになったのかということ。

松本証人 要望されたのは、この364番地1の方の条件だったと思います。

下村委員長 364番地1の土地所有者の方の要望ということですね。

あなたは、実際に境界ブロックの埋め込まれた現地を確認しましたか。

松本証人 はい、しました。平成29年度、建設課に戻ってきてから、現地は確認しております。

下村委員長 工事費用として、27万円でできそうな工事だったのでしょうか。

松本証人 その工事がそれならば、大体それぐらいでできる工事だと思います。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の方、何かございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。この証言の中で、27万円を未処理金の中から、脇田のここへ出してるというふうな話が出たから、課長にちょっと来ていただいて、証言していただいているんです。そこらをちょっと踏まえていただいてね。

まずお聞きしたいんですが、この写真の緑で表示されてる部分ね。これ、里道水路や思うんです。それで、この里道水路の、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、交差点にかかる所有者ですね。364番地1と、先ほど拡幅でおっしゃった363番地3、366番地5、364番地の4とこの方とは同じ所有者ですか。

松本証人 同じ所有者です。366番地5だけは違います。

西川委員 366番地5だけが違う。

松本証人 はい、一番西だけが違います。

西川委員 それで、先ほどおっしゃったこの、協力していただいて、その条件として、この里道水路を払い下げる手続で、払い下げられるのであれば協力するよという条件があったということをおっしゃったんですね。

松本証人 はい、そうです。

西川委員 今現在も、これ、払い下げ終わってますか。

松本証人 終わってます。

西川委員 それで、この2枚目の地図で、この赤で里道水路、表示されてる分が、この建物を見ると、駐車場も含めて、これを見ると、赤で表示されてる部分が里道水路や思うんですけどね。それが何か建物にかかっているように思うんです。このかかっている部分が問題になったんですか。

松本証人 このかかっている部分が問題になったのではなくて、この364番地1のこの土地が、もともと県道に面しておったんですが、この部分が、1枚目の地図の方で見ましたらオレンジから緑までの間が接しておったと。その部分が赤から緑になってしまうので、間口が狭くなると。その部分をこっちでちょっと分けてほしいという話で言われたと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ということは、今現在、払い下げを受けられたその境界ですね。今現在、その境界を、ちょっと間違えてたら言うてください、境界を確定するために何か、駐車場との間に何か埋められたと、この斜線の部分、何か書いてるんですけども、それで舗装をされたというようなことなので、その27万円が出てるのか、ちょっとようわからんです。ほんで、境界そのものは、里道水路、これ、赤でされてるけども、今現在は払い下げが終わってるわけですから、民民になってるんですわね、今は。その民民の境界というのは、Kの50とかKの47ちゅうんですか、そこに境界が来てるということですか。

松本証人 そうです。

西川委員 そこに境界が来てる、今現在。

松本証人 今現在、簡単に言いますと、Kの50、46、43あたりに境界のブロックが入ってます。この254番地3の方にも払い下げはしておりますので。

西川委員 この方にも払い下げをしてるんや。

松本証人 はい。

西川委員 ということは、この後に斜線を引いてあるんですけど、この意味がようわからんですけど、2枚目の。赤で、松本課長の方にも引いてますか。Kの50までの間ね。この部分が364番地1の。

松本証人 いえ、この部分だけでなく、もっとずっと北の方、上の方まで行ってます。当然、この254の方の構造物もありますのでね。

西川委員 ちょっと済みません。そうすると、この254番地3の方に払い下げてんのは、ずっとこの里道水路が続くから。

松本証人 そうです。

西川委員 西側、これで言うと西側になるのかな。県道の反対側の方が、254の方に払い下げられる部分もあるということですか。

松本証人 そうです。

西川委員 それで、結局は、これで言うと、境界ぐいが入ってるのは、それとこの工事にかかわって、何か境界ですよと入れる費用と舗装をちょっと割ったと、そういうふうな感じでこの27万円かかったということなんですか。

松本証人 その辺はわかりませんが、恐らくそうであろうと思います。

西川委員 そうすると、今先ほど言いましたように、先ほどずっと言いました、Kの36まで、今この図面ではKの36までしかないんですけどね。このKの36、それでKの53ありますやろ。県道のKの53。それからずっと内側、一連のKの36、この間に境界、ここが境界と確定したということですか。

松本証人 そうです。いえ、これがもともとの里道水路の幅でございまして、大体Kの43ぐらい、丸を打ってるとこのあたりに既設の構造物があるんですけど。

西川委員 Kの43。

松本証人 はい、K42の下に43。このあたりにもともとのブロックがあるんですけど、そこへ当てにいったような格好やったと思うんですけど。そのあたり、既設の構造物の部分だけをまあ言うたら払い下げしたと。

下村委員長 西川委員。

西川委員 協力していただいている地主さんとしては、こういう条件を言わはって、そういうことになって、結局今言うたような境界ぐいを入れてみたり、課長は知らんけど、恐らくそうやと思うと、27万円についてはそうやと思うというふうなことなんですけれども、この払い下げを受ける、こういう話、境界を入れる話とかいうのは、この363及び364の地主さんと話をちゃんとせんと前へ行きませんわね。

松本証人 はい。

西川委員 そういうふうなときは、この地主さんとやっぱり打ち合わせも話し合いも要りますわね。

松本証人 はい。

西川委員 そのときには、やっぱり、そういう話し合いのときには松本課長はおられて。

松本証人 平成27年度、計画段階ではいました。

西川委員 計画段階では。

松本証人 はい、平成28年度は私、建設課にいませんでしたので。

西川委員 ほな、具体的にここ、この計画を確定して境界を入れる、それに費用がかかる。そういうふうなときの話し合いの場には課長はおられなかったんですか。

松本証人 そうです。最初のころにそんなことできるのかなという話をされてたんで、市の方でね。

西川委員 そんなことできるのかなというのは、払い下げの話ですか。

松本証人 いえ、その構造物の工事を市の方でできるかなという。

西川委員 費用かかるのにどういうふうにしてやるかという話し合いをしたときには、課長はおられなかった。

松本証人 実際工事したときは、私、いてませんので。

西川委員 いやいや、話し合いの場。

松本証人 話し合いの場ではいてませんね。実際どうするとかいうのは。

西川委員 これはどなたに引き継ぎましたか。この後、課長、どっか異動されたんですね。

松本証人 下水道課にかわりました、平成28年度は。

西川委員 この後はどなたかに引き継いだんですか、担当は。

松本証人 当時、そのとき河合さん、平成28年度の課長ですわね、とかと一緒に動いてましたので、

当然ご存じなんで、その平成28年度は、河合課長がおられましたんで。

**西川委員** そうすると、ちょっと聞きたかったんやけども、ほな課長に聞いてもあれなんかな。いや、よう協力してくれはってあれなんですけども、これの境界を、27万円支出するときに、心配してかどうか知りませんけれども、地元いうことで一緒に議員さんが同席したというようなことを、その何ちゅうか、記録いうか、ここの打ち合わせ記録の中でちらっと出てきましたんでね。それで、地元の2人の議員さんがちゅうな話が出てきましたので、そのときに同席されたかなと思うて聞いてるんですけどね。

**松本証人** そこには同席してません。

**西川委員** そうですか。

**下村委員長** ほかにございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** どうもご苦労さまです。私もちょっと余り議員になって間もないですし、土木工事関係のことがよくわからないので、ちょっと初歩的な質問になるかもわからないんですけども、先ほど里道水路ということ、払い下げるといふことがありましたから、里道水路というのは、これは葛城市の所有しているものと考えていいわけですよ。その里道水路を払い下げるに当たって、この254番地3の地権者の方との間に、この土地との間に、当然境界、ブロックですか、境界くいですか、何かポイントですか、何か境界を打っていくと。これは葛城市の費用で当然やるわけですよ。

**松本証人** いえ、しておりません。

**谷原委員** この境界を行うというのは、どなたの負担になるんでしょうか。

**松本証人** この払い下げされた方々でされるもんやと思います。

**谷原委員** 払い下げられた方々が、その費用を負担していくということですね。

**松本証人** 払い下げた後の話なので。

**谷原委員** なるほど。そのときに254の方のところの何か舗装ですか、何か壊したということが、何を壊したのか、私、ちょっとよくわからない。舗装がめくれたのか、何かほかのものを壊したのか、ちょっとよくわからないので教えていただけませんか。

**松本証人** その境界のブロックを入れるところが、254番地3の方の駐車場みたいになっておりましたので、その部分にブロックを入れる際に舗装を取り壊して当然入れなあかんもんなので、それを構造物を入れて、その周りをまた舗装で復旧されたと思います。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** その際、その費用は本来だったら、葛城市の行政の上ですよ、本来どなたが負担するものなんでしょうか。つまり、舗装がめくれました、それで、それは里道水路を当然払い下げられた方が、隣の民有地の、例えばめくれたようなものについても、この方が払うというのが筋なんでしょうか。

**松本証人** はい。

**谷原委員** わかりました。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 資料請求で出てきてる、その中で、相手との意見とか書いてる文書、請求で出てきて、見せてもらってるわけですけど、1人の方のそのときの発言で、松本証人自身でいったら、最終的にはどう使われたかわからない、担当が違うからわからないというのは理解するわけですけど、その文書から見たら、その27万円が、お二方が払うがな言うてくれはったように書いてると。その辺の事情についてはわかりませんか。その書類自身は目を通しておられるかどうかと。

松本証人 全ては通してないですけど。

西井副委員長 全部ご存じでないと。はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の松本氏に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。まことにありがとうございますございました。

(松本証人退室)

下村委員長 本日の調査案件は以上であります。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

きょうは、朝から今までですけども、4名の方の尋問ということで、本当にご苦労さんでございました。今後もこの委員会もまた継続ということになっていこうと思っておりますけれども、きょうのところは一応この調査委員会は閉会をいたしたいと思っております。

閉 会 午後2時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹